

四季の花プランター設置事業実施要領

1 目的

この事業は、市民や企業から協賛や維持管理活動への協力を得て、四季折々の草花を植栽したプランターを設置し、市民生活に潤いを与えると同時に、来広者を花でおもてなしすることを目的とする。

2 事業内容

(1) 四季の花プランター設置事業に対して、協賛金を出資する企業・団体・個人（以下「スポンサー」という。）及びプランターの維持管理活動に協力する企業・団体・個人（以下「サポーター」という。）を募り、プランターの設置及び維持管理を行う。

(2) プランター設置場所は「おもてなしの観光」の重点地区（＊）の主要な道路や公園、観光スポットとする。

＊ 「おもてなしの観光」の重点地区：都心エリア（広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区）
臨海エリア（広島港宇品旅客ターミナル周辺地区）

(3) スポンサー、サポーターを希望する企業・団体・個人と広島市との間で協定を結ぶ。

(4) サポーターについては、維持管理活動を安全に行うことができる場所についてのみ募集する。

3 協賛内容

(1) プランター1基を一口とする。

(2) 協賛金額は、一口2万円（年間）とする。

(3) 協賛は、複数口可能とする。

(4) 協賛期間は、年度毎とし、期間満了の1ヶ月前までに何らかの意思表示がない場合は、引き続き1年間延長し、以後も同様とする。

(5) 年度途中で協賛の申出があった場合は、同年度末までの協賛期間とする。始期は、毎月一日とし、協賛金は月割りとする（別表のとおり）。以後の更新については、前項と同様とする。

(6) 既納の協賛金は返還しない。

（表）月割りの協賛金額

協賛期間	金 額
12ヶ月	20,000円
11ヶ月	18,300円
10ヶ月	16,700円
9ヶ月	15,000円
8ヶ月	13,300円
7ヶ月	11,700円
6ヶ月	10,000円
5ヶ月	8,300円
4ヶ月	6,700円
3ヶ月	5,000円
2ヶ月	3,300円
1ヶ月	1,700円

4 協力内容

- (1) 協力する維持管理活動の内容は、除草、花がら摘みを基本とし、協議のうえ決定する。
- (2) 協力期間は、年度毎の1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに何らかの意思表示がない場合は、引き続き1年間延長し、以後も同様とする。
- (3) 年度途中に協力の申出があった場合は、同年度末までの協力期間とする。以後の更新については、前項と同様とする。

5 協賛手続

- (1) スポンサーの申し出により、協賛するプランターの場所を確認し、協定書を結ぶ。
- (2) 納付書を発行し、入金を確認を行う。
- (3) スポンサーの名称等を記したプレートをプランターへ設置する。
- (4) プランター1基に対し、プレートは1枚とする。
- (5) 申出者がサポーターの申出を併せて行う場合は、他の申出者に優先して該当するプランターのスポンサーとする。

6 協力手続

- (1) サポーターの申し出により、維持管理に協力するプランターの場所を確認し、協定書を結ぶ。
- (2) サポーターの名称等を記したプレートをプランターへ設置する。
- (3) プランター1基に対しプレートは1枚とする。

7 プレート

- (1) プレートの大きさは、A5版程度とする。
- (2) 1枚のプレートに、スポンサー及びサポーターの名称等を記す。

附則 この実施要領は、平成25年9月13日から施行する。